

原子力委員会の所掌事務の内容と課題等
「原子力利用に関する政策に関すること」(設置法第二条第一号)
(うち平和利用の確保について)

平成25年9月2日

内閣府

1. 事務の具体的内容

1990年代初頭から国内外でプルトニウム利用に対する懸念・関心が高まる中、我が国独自の取組として、プルトニウムの平和利用について一層の透明性向上を図るため、原子力委員会は、1991年に使用目的の無いプルトニウムを持たないとの原則を示すとともに、1994年から、文部科学省等から報告を受け、プルトニウム管理状況を公表(別添1-1)する等積極的な情報公開を進めてきた。

1997年からは、民生プルトニウムの管理指針である「国際プルトニウム指針」(日本を含む9か国で1997年12月に策定)に基づき、我が国プルトニウム保有量をIAEAに報告し、IAEAはこれを公表している。

さらに、我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場について、プルトニウム利用のより一層の透明性向上を図るため、2003年に、電気事業者等に対して毎年度プルトニウム利用計画の公表を促し、原子力委員会がその利用目的の妥当性を確認する旨の考え方を示す(別添1-2)とともに、2006年以後毎年、電気事業者等によるプルトニウム利用計画の公表(別添1-3)及び原子力委員会による確認(別添1-4)を行い、見解を公表している。

また、原子力委員会は、原子力基本法に則って、原子力の研究開発利用を厳に平和目的に限って推進しているという現状の説明をIAEA総会等の国際会議やホームページ等を通じて行うとともに、海外での核実験に関わる動向について懸念を示す声明を即時(概ね2日以内程度)に発表する(別添1-5,6,7)等、国際社会に原子力の平和利用を訴えるメッセージを発信してきた。

これまで、原子力委員会では、国内の核物質が核兵器等に転用されることを適時に探知し、これを抑止するための措置(保障措置)について、これを担当してきた文部科学省よりヒアリングを実施し、保障措置活動の実施状況を確認してきた。

保障措置等の実施のための規制が文部科学省から原子力規制委員会へ移管(2013年4月)され、保障措置活動の実施状況確認は、原子力規制委員会が担うこととなった。

また、従前、経済産業省及び文部科学省が所管していた原子力施設における核物質防護に係る業務並びに原子力委員会が所管していた核セキュリティに関する関係行政

機関の事務の調整に関する業務は、原子力規制委員会の発足(2012年9月)に伴い、原子力規制委員会が担うこととなった。

2. 活動の成果

1) 平和利用に関する透明性の向上

(別添 1-1) 我が国のプルトニウム管理状況の公表(毎年)

(別添 1-2) 我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について

(別添 1-3) 六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について

(別添 1-4) 電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における利用目的の妥当性について

2) 平和利用に関する我が国のスタンスに基づく情報発信

(別添 1-5) 北朝鮮の核実験について(声明)(2013.2)

(別添 1-6) 日・インド原子力協力協定交渉開始について(見解)

(別添 1-7) 原子力供給国グループ(NSG)における「インドとの民生用原子力協力に関する声明」の採択について

3. 課題等

- ・原子力委員会は、保障措置活動は核不拡散の担保という歯車の歯の一つにすぎないのであって、核不拡散を国是とするわが国は、現在の取組に止まらず、国の内外における核不拡散をより確かなものにしていく仕組みを継続的に研究開発し、その成果を活用して新しい取組を推進していく所存であるが、こうした取組は規制委員会の所掌を超えるという整理も有り得よう。原子力委員会を廃する場合には、これを企画・審議・決定していく行政組織を特定する必要がある。(近藤原子力委員長見解)(参考)
- ・海外の動きに対する声明の発信には即応性が求められる。
- ・技術的・科学的な観点から、IAEA 等の国際的な場において我が国の原子力政策の全体像と併せて、平和利用に関する説明責任を果たしていく必要があると考えられる。

(参考)原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議 (第2回)

資料2 原子力委員会の活動について(近藤原子力委員長資料) (P11~12 抜粋)

(3)……委員会は、IAEAの改正された核セキュリティに関する勧告(INFCIRC-225 REV4)の国内取り入れについては事前にも事後にも報告を受けていない。また、平成17年4月に国連総会で採択された「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」の適確な実施を確保するため、文科省は「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案」は2007年に国会に提出された。この際も、委員会には成案の報告のみがなされた。

以上を要すれば、保障措置活動や核セキュリティ活動については、安全委員会や原子力委員会は、自ら働きかけない限り、縦覧できない。セキュリティや保障措置規制活動の具体的内容は非公開であるから、事務局がその活動の監査の重要性に強い問題意識を持たない限り、委員会は取組状況を知りえないことになっていたのである。

(4)そこで、原子力委員会は、わが国の原子力利用が原子力基本法の基本方針に則って行われるためには、関係する規制活動が国際規範を踏まえて適切に実施されるべきとして、核セキュリティに関する基本原則及び勧告(INFCIRC-225 REV5)のIAEAにおける策定活動に事務局を参加させ、これを国内に適用する取組を行い、また、これらに関する規制検査の結果の報告を規制当局に求め、さらに、この基本原則を踏まえて第一義的責任を有する事業者に対して、核不拡散文化、核セキュリティ文化を醸成し、そうした取組を模範的に行うことを慫慂した。非公開とされる保障措置活動についても、活動状況について報告を求め、さらに、透明性向上の観点から、プルトニウム在庫量の報告等を定例化した。

(5)原子炉等規制法の改正により、平和の目的への限定を確かなものにするこれらの取組の企画・推進は原子力規制委員会の所掌となったと解するべきであり、こうした慫慂(誘導)の取組も、今後は規制委員会において主体的に行われるものと理解している。ただし、このことについて規制委員会の意思を確認するまでの間は、原子力委員会が管理する。

なお、原子力委員会は、保障措置活動は核不拡散の担保という歯車の歯の一つにすぎないのであって、核不拡散を国是とするわが国は、現在の取組に止まらず、国の内外における核不拡散をより確かなものにしていく仕組みを継続的に研究開発し、その成果を活用して新しい取組を推進していく所存であるが、こうした取組は規制委員会の所掌を超えるという整理も有り得よう。原子力委員会を廃する場合には、これを企画・審議・決定していく行政組織を特定する必要がある。

我が国のプルトニウム管理状況

平成24年9月11日
内閣府
原子力政策担当室

1. 趣旨

我が国は、NPT(核兵器不拡散条約)を遵守し、全ての原子力活動をIAEA(国際原子力機関)の保障措置の下に置いている。その上で、特にプルトニウムに関しては、その利用の透明性の向上を図ることにより国内外の理解を得ることが重要であるとの認識に基づいて、平成6年より毎年「我が国のプルトニウム管理状況」を公表してきている。

2. プルトニウム管理状況

「平成23年末における我が国の分離プルトニウム管理状況」は、別紙のとおりである。特に付記のない限り、プルトニウム重量をkg単位で示している。各欄の数字に続くカッコ内には昨年と同欄における公表値を記載してある。

3. 公表データについて

「国内に保管中の分離プルトニウム」(別紙 1. (1))とは、再処理施設で分離されてから原子炉に装荷されるまでの状態のプルトニウムを指し、次のものが含まれる。

- ① 再処理施設 : 分離・精製工程中の硝酸プルトニウム、混合転換工程中や貯蔵容器に貯蔵されている酸化プルトニウム。
- ② 燃料加工施設 : 原料として貯蔵されている酸化プルトニウム、試験及び加工段階にあるプルトニウム、新燃料製品。
- ③ 原子炉施設等 : 常陽、もんじゅ及び実用発電炉において新燃料として保管されているもの、大学・研究機関の研究開発施設において研究用に保管されているプルトニウム及び臨界実験装置用燃料。

「海外に保管中の分離プルトニウム」(1. (2))とは、我が国の電気事業者が英仏に再処理を委託し、既に分離されてはいるが、まだ我が国に返還されていないものを指す。これらは原則として、海外で混合酸化物(MOX)燃料に加工され、我が国の軽水炉で利用されることになっている。

「分離プルトニウムの使用状況等」(2. (1)～(3))とは、再処理施設における酸化プルトニウムの回収量、燃料加工施設における加工工程への正味のプルトニウム払い出し量、原子炉施設へのMOX燃料の装荷量であり、プルトニウムの管理状況をより明確にするために示すものである。

(参考資料)

- 参考1 原子炉施設等における保管プルトニウム・装荷プルトニウムの内訳
- 参考2 平成23年における国内に保管中の分離プルトニウムの増減状況
- 参考3 平成23年における我が国の分離プルトニウムの施設内移動量・増減量及び施設間移動量
- 参考4 国際プルトニウム指針に基づきIAEAに報告する平成23年末における我が国のプルトニウム保有量
- 参考5 国際プルトニウム指針に基づきIAEAから公表されている平成22年末における各国の自国内のプルトニウム保有量を合計した値

平成23年末における我が国の分離プルトニウム管理状況

1. 分離プルトニウムの保管状況

()内は平成22年末の報告値を示す。

(1) 国内に保管中の分離プルトニウム量

《単位:kgPu》

再 処 理 施 設	施設名		(独)日本原子力 研究開発機構 再処理施設	日本原燃株式会社 再処理施設	合計
	(注1)	内訳	硝酸プルトニウム等(溶解されてから、酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵される前の工程までのプルトニウム)	669 (672)	283 (281)
		酸化プルトニウム(酸化プルトニウムとして貯蔵容器に貯蔵されているもの)	83 (80)	3,329 (3,329)	3,411 (3,409)
合計			752 (753)	3,612 (3,610)	4,364 (4,362)
		うち、核分裂性プルトニウム量	499 (500)	2,348 (2,347)	2,847 (2,847)

燃 料 加 工 施 設	施設名		(独)日本原子力研究開発機構 プルトニウム燃料加工施設
	(注2)	内訳	酸化プルトニウム(酸化プルトニウム貯蔵容器に貯蔵されているもの)
		試験及び加工段階にあるプルトニウム	976 (1,026)
		新燃料製品等(燃料体の完成品として保管されているもの等)	446 (424)
合計			3,363 (3,365)
		うち、核分裂性プルトニウム量	2,333 (2,334)

原 子 炉 施 設 等	原子炉名等		常陽	もんじゅ	実用発電炉	研究開発施設 (注3)
		原子炉施設に保管されている新燃料製品等		134 (134)	31 (31)	959 (1,600)
合計			1,568 (2,208)			
		うち、核分裂性プルトニウム量	1,136 (1,549)			

合計			9,295 (9,936)			
		うち、核分裂性プルトニウム量	6,316 (6,730)			

(2) 海外に保管中の分離プルトニウム量(注1)

(基本的に海外でMOX燃料に加工して我が国の軽水炉で利用予定)

保管国	分離プルトニウム量	
	うち、核分裂性プルトニウム量	
英国での回収分	17,028 (17,055)	11,616 (11,643)
仏国での回収分	17,931 (17,970)	11,692 (11,730)
合計	34,959 (35,025)	23,308 (23,373)

2. 分離プルトニウムの使用状況等(平成23年1月~12月)

()内は平成22年1月~12月の報告値を示す。

(1) 酸化プルトニウムの回収量 《単位:kgPu》

回 収 量 (注4)	(独)日本原子力研究開発機構 再処理施設	日本原燃株式会社 再処理施設	合計
		0 (0)	0 (0)

(2) 燃料加工工程での使用量 《単位:kgPu》

使 用 量 (注5)	もんじゅ・常陽等

(3) 原子炉施設装荷量 《単位:kgPu》

装 荷 量 (注6)	原子炉施設

(注1)再処理施設内に保管されているプルトニウム量については、核的損耗(参考2(注3)参照。)を考慮した値としている。(注4)の「回収量」のほかに、分析試料の採取や査察等のため転換工程の区域と酸化プルトニウムの貯蔵区域の間で酸化プルトニウムの移動を行うことがある。

(注2)(注5)の「使用量」のほかに、分析試料の採取や査察のための原料貯蔵区域と加工工程区域間の酸化プルトニウムの移動、再利用するために加工工程区域で回収した酸化プルトニウムの原料貯蔵区域への移動、加工工程区域で完成した新燃料製品等の保管区域への移動を行うことがある。

(注3)「研究開発施設」とは臨界実験装置等を指す。

(注4)「回収量」とは、再処理施設において硝酸プルトニウムから酸化プルトニウム(MOX粉)に転換された量と定義している。

(注5)「使用量」とは、新燃料の加工等のため燃料加工施設の原料貯蔵区域から加工工程区域への正味の払出し量と定義している。

(注6)「装荷量」とは、実際に燃料として使用された分離プルトニウムの量という観点から、原子炉施設に装荷された量と定義している。

(注7)数値は、四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

原子炉施設等における保管プルトニウム・装荷プルトニウムの内訳

原子炉名等	保管プルトニウム(注1)		装荷プルトニウム(注2)		(参考)炉内挿入済みの照射済みプルトニウム-炉外取出済みの照射済みプルトニウム(注3)	
	(kgPu)	うち、核分裂性プルトニウム量 (kgPu _{eff})	(kgPu)	うち、核分裂性プルトニウム量 (kgPu _{eff})	(kgPu)	うち、核分裂性プルトニウム量 (kgPu _{eff})
日本原子力研究開発機構	常陽	134	98	—	261	184
	もんじゅ	31	21	—	1,533	1,069
東京電力(株)	福島第一原子力発電所3号機	—	—	—	210	143
	柏崎刈羽原子力発電所3号機	205	138	—	—	—
中部電力(株)	浜岡原子力発電所4号炉	213	145	—	—	—
関西電力(株)	高浜発電所3号炉	—	—	—	368	221
	高浜発電所4号炉	184	110	—	—	—
四国電力(株)	伊方発電所3号機	198	136	—	633	436
九州電力(株)	玄海原子力発電所3号機	160	103	640	413	880
研究開発施設	日本原子力研究開発機構	—	—	—	—	—
	東海研究開発センター原子力科学研究所 高速炉臨界実験装置	331	293	—	—	—
	日本原子力研究開発機構 大洗研究開発センター 重水臨界実験装置	87	72	—	—	—
	日本原子力研究開発機構	—	—	—	—	—
	東海研究開発センター原子力科学研究所 定常臨界実験装置及び過渡臨界実験装置	15	11	—	—	—
	その他の研究開発施設	11	9	—	—	—

(注1)平成23年末の量。

(注2)平成23年1月～12月に新たに装荷された量。

(注3)MOX燃料について、平成23年末までに炉内に挿入した分難プルトニウムの総量から炉外へ取出した照射済みプルトニウムの総量を差し引いたもの。平成23年末時点で、炉内に挿入中のMOX燃料の新燃料時点でのプルトニウム重量に相当。

参考データ(平成23年末) 原子炉施設等に貯蔵されている使用済燃料等に含まれるプルトニウム 132,908kgPu
再処理施設に貯蔵されている使用済燃料に含まれるプルトニウム 25,723kgPu
放射性廃棄物に微量含まれるプルトニウム等、当面回収できないと認められているプルトニウム 145kgPu

【平成23年における国内に保管中の分離プルトニウムの増減状況】

単位:kgPu

<合計> (注1)(注2)

再処理施設における分離総量	0
原子炉への装荷総量	△ 640
各施設内工程での増減量	0
原子炉施設等における輸入総量	0
増減	△ 640

【(独)日本原子力研究開発機構再処理施設】

再処理の分離・精製工程から混合転換の原料貯蔵庫まで		
事	項	増減 (注1)(注2)
平成23年1月1日 (平成22年末)現在の在庫量		753
分離総量(平成23年一年間の分離量)		0
払出総量(平成23年一年間の搬出量)		0
再処理施設内工程での増減量 (注3)		0
内訳	保管廃棄	△ 2.8
	保管廃棄再生	0.7
	核的損耗	△ 1.3
	測定済廃棄	0.0
	在庫差	3.1
平成23年12月末現在の在庫量		752

【(独)日本原子力研究開発機構プルトニウム燃料加工施設】

混合酸化物(MOX)の粉末原料から燃料集合体に仕上げるまで		
事	項	増減 (注1)(注2)
平成23年1月1日 (平成22年末)現在の在庫量		3,365
受入総量(平成23年一年間の搬入量)		0
払出総量(平成23年一年間の搬出量)		0
燃料加工施設内工程での増減量 (注3)		△ 2
内訳	受払間差異	0.0
	保管廃棄	0.0
	保管廃棄再生	0.0
	核的損耗	△ 0.5
	在庫差	△ 1.8
平成23年12月末現在の在庫量		3,363

【原子炉施設等】

「常陽」、「もんじゅ」、「実用発電炉」及び「研究開発施設」		
事	項	増減 (注1)(注2)
平成23年1月1日 (平成22年末)現在の在庫量		2,208
受入総量(平成23年一年間の搬入量:プルサーマル用の燃料輸入分を含む)		0
装荷総量(平成23年一年間の装荷量)		△ 640
払出総量(平成23年一年間の搬出量)		0
平成23年12月末現在の在庫量		1,568

【日本原燃株式会社再処理施設】

再処理の分離・精製工程から混合転換の原料貯蔵庫まで		
事	項	増減 (注1)(注2)
平成23年1月1日 (平成22年末)現在の在庫量		3,610
分離総量(平成23年一年間の分離量)		0
払出総量(平成23年一年間の搬出量)		0
再処理施設内工程での増減量 (注3)		2
内訳	保管廃棄	0.0
	保管廃棄再生	0.0
	核的損耗	△ 1.0
	測定済廃棄	0.0
	在庫差	2.9
平成23年12月末現在の在庫量		3,612

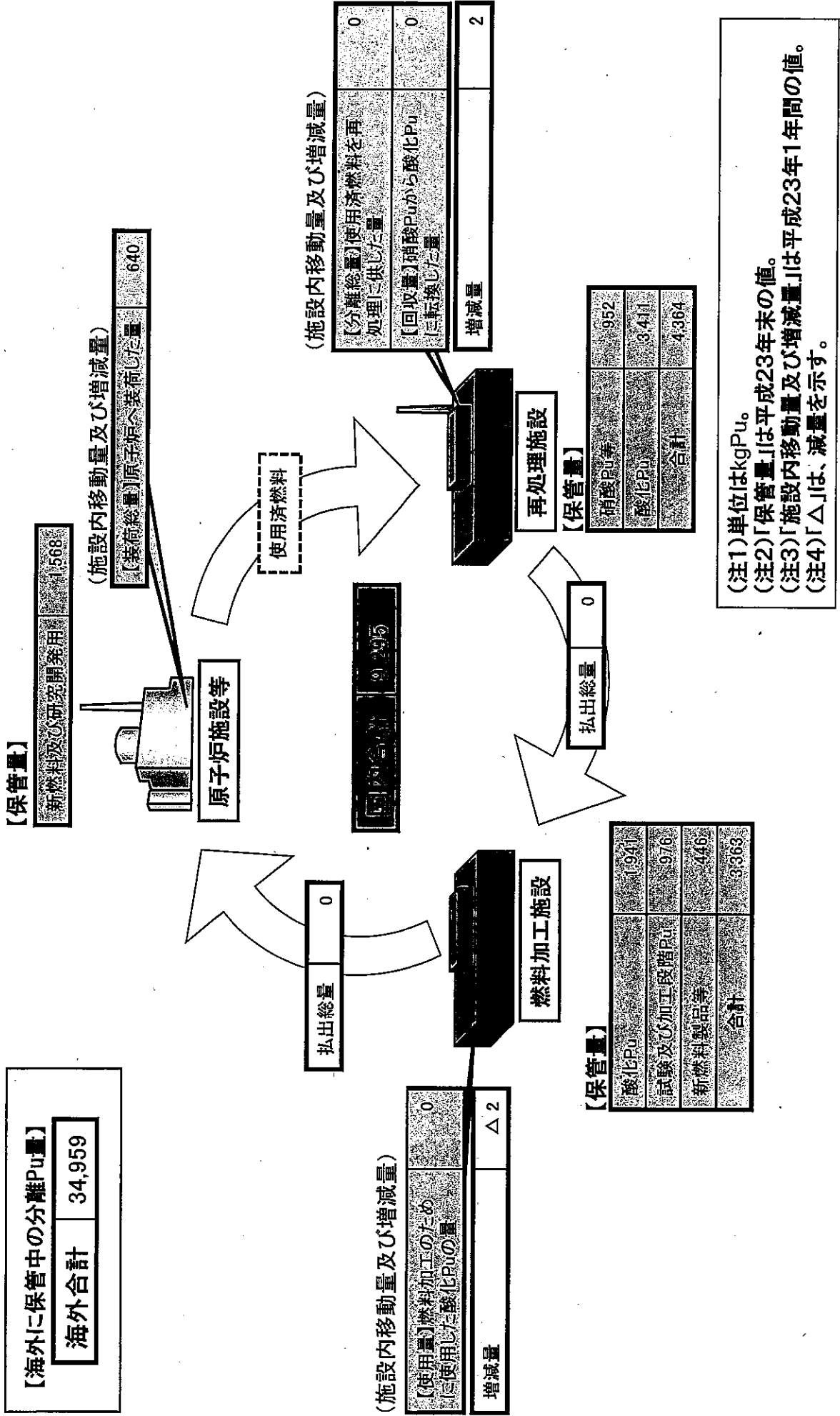
(注1) 数値は、四捨五入の関係により合計が合わない場合がある。

(注2) 「△」は、減量を示す。

(注3) 各施設内工程での増減量の内訳には、施設への受入れ、施設からの払出し以外の計量管理上の在庫変動(受払間差異、保管廃棄、保管廃棄再生、核的損耗、測定済廃棄等)及び在庫差がある。これらの定義は以下のとおりであり、計量管理上国際的にも認められている概念である。なお、この表中では、プルトニウムの増減をわかりやすく示す観点から、在庫量が減少する場合には負(△)、増加する場合には正(符号なし)の量として示している。そのため、定義の内容が、計量管理上の定義と異なる場合があるので注意されたい。

- 受 払 間 差 異:異なる施設間で核燃料物質の受渡しが行われた際の、受入側の測定値から払出し側が通知した値を引いた値。
- 保 管 廃 棄:使用済燃料溶解液から核燃料物質を回収する過程で発生する高放射性廃液や低放射性廃液等に含まれるプルトニウムなど、当面回収できないと認められる核燃料物質を保管する場合に、保障措置上の在庫から除外された量。
- 保管廃棄再生:保管廃棄された核燃料物質のうち、再び保障措置上の在庫に戻された量。
- 核 的 損 耗:核燃料物質の自然崩壊により損耗(減少)した量。
- 測 定 済 廃 棄:測定され又は測定に基づいて推定され、かつ、その後の原子力利用に適さないような態様(ガラス固化体等)で廃棄された量。
- 在 庫 差:実在庫確認時に実際の測定により確定される「実在庫量」から「帳簿上の在庫量」を引いた値。測定誤差やプルトニウムを粉末や液体で扱う施設においては、機器等への付着等のため、必然的に発生する。

— 平成23年における我が国の分離プルトニウムの施設内移動量・増減量及び施設間移動量 — 【参考3】



国際プルトニウム指針に基づき IAEA に報告する
平成23年末における我が国のプルトニウム保有量

()内は平成22年末の報告値を示す。

民生未照射プルトニウム年次保有量	(単位:tPu ^{*1})
1. 再処理工場製品貯蔵庫中の未照射分離プルトニウム	4.4 (4.4)
2. 燃料加工又はその他製造工場又はその他の場所での製造又は加工中未照射分離プルトニウム及び未照射半加工又は未完成製品に含まれるプルトニウム	2.9 (2.9)
3. 原子炉又はその他の場所での未照射MOX燃料又はその他加工製品に含まれるプルトニウム	1.6 (2.2)
4. その他の場所で保管される未照射分離プルトニウム	0.4 (0.4)
[上記 1-4 の合計値] ^{*2}	[9.3 (9.9)]
(i)上記 1-4 のプルトニウムのうち所有権が他国であるもの	0 (0)
(ii)上記 1-4 のいずれかの形態のプルトニウムであって他国に存在し、上記 1-4 には含まれないもの	35.0 ^{*3} (35.0 ^{*3})
(iii)上記 1-4 のいずれかの形態のプルトニウムであって、国際輸送中で受領国へ到着前のものであり、上記 1-4 には含まれないもの	0 (0)

使用済民生原子炉燃料に含まれるプルトニウム推定量	(単位:tPu ^{*4})
1. 民生原子炉施設における使用済燃料に含まれるプルトニウム	133 (127)
2. 再処理工場における使用済燃料に含まれるプルトニウム	26 (25)
3. その他の場所で保有される使用済燃料に含まれるプルトニウム	<0.5 (<0.5)
[上記 1-3 の合計値] ^{*5}	[159 (152)]
(定義)	
1: 民生原子炉施設から取り出された燃料に含まれるプルトニウムの推定量	
2: 再処理工場で受け入れた燃料のうち、未だ再処理されていない燃料に含まれているプルトニウムの推定量	

*1; 四捨五入により100kg単位に丸めた値。

*2,*5; 合計値はいずれも便宜上算出したものであり、報告対象外。

*3; 再処理施設に保管されているプルトニウムについては、Pu241の核的損耗を考慮した値。

*4; 四捨五入により1000kg単位に丸めた値。

国際プルトニウム指針に基づき IAEA から公表されている
平成22年末における各国の自国内のプルトニウム保有量を合計した値

(単位:tPu)

	未照射プルトニウム* ¹	使用済燃料中のプルトニウム* ²
米国	53.9	554
ロシア	48.4	126
英国	114.8	33
仏国	80.2	244
中国* ³	(13.8kg)	(報告対象外)
日本	9.9	152
ドイツ	5.1	97
ベルギー	(50kg未満* ⁴)	34
スイス	(50kg未満* ⁵)	17

(注1) 数値は、それぞれ自国内にある量。

(注2) 民生プルトニウム及び防衛目的としては不要となったプルトニウム。

*¹: 四捨五入により100kg単位に丸めた値。ただし、50kg未満の報告がなされている項目は合計しない。

*²: 四捨五入により1000kg単位に丸めた値。ただし、500kg未満の報告がなされている項目は合計しない。

*³: 中国は、未照射プルトニウム量についてのみ公表する旨表明しており、平成22年末の保有量として報告した値。

*⁴: 加工中製品、加工製品、原子炉及びその他の場所での各保有量。

*⁵: 再処理、加工、原子炉施設以外の場所での保有量。

【国際プルトニウム指針について】

平成6年2月: プルトニウム利用の透明性向上のための国際的枠組みの構築について、関係9ヶ国(米、露、英、仏、中、日、独、ベルギー及びスイス)による検討を開始。

平成9年12月: プルトニウム利用に係る基本的原則とともに、プルトニウム保有量の公表等を定めた国際プルトニウム指針を9ヶ国が採用を決定。

平成10年3月: 指針に基づきIAEAに報告された各国のプルトニウム保有量及びプルトニウム利用に関する政策ステートメントについて、IAEAが公表。

我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について

平成15年8月5日
原子力委員会決定

我が国の原子力利用は、原子力基本法に則り、厳に平和の目的に限り行われてきた。今般プルトニウム利用を進めるにあたり、原子力委員会は、平和利用に係る透明性向上の観点から下記の基本的考え方を示すこととする。

記

1. プルトニウムの平和利用に対する考え方

我が国は核兵器の不拡散に関する条約（NPT）を批准し、それに基づく厳格な保障措置制度の適用を受けることにより、プルトニウムの平和利用に対する国際的な担保がなされている。しかしながら、プルトニウムという機微物質の利用に対する国内的及び国際的な懸念を生じさせないためには、プルトニウムの利用の透明性向上を図ることにより国内外の理解を得ることが重要である。そのため、原子力委員会としては、利用目的のないプルトニウム、すなわち余剰プルトニウムを持たないとの原則を示すとともに、毎年プルトニウム管理状況を公表するなど関係者がプルトニウム平和利用に係る積極的な情報発信を進めるべきであるとの方針を示してきたところである。

我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場については、現在建設が最終段階に達しており、アクティブ試験の段階から使用済燃料からのプルトニウムの分離、回収が開始されることとなる。

六ヶ所再処理工場の操業に伴い、今後は相当量のプルトニウムが分離、回収されることとなるため、原子力委員会としては、当該プルトニウムの利用目的を明確に示すことにより、利用のより一層の透明性の向上を図ることが必要であると考ええる。

2. プルトニウムの利用目的の明確化のための措置

プルトニウムの利用目的を明確に示すため、原子力委員会は、以下の基本的考え方を満たす措置を実施することが必要であると考ええる。この措置により明らかにされた利用目的の妥当性については、原子力委員会において確認していくこととする。

①プルトニウム利用計画の公表

電気事業者は、プルトニウムの所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を毎年度プルトニウムを分離する前に公表することとする。利用目的は、利用量、利用場所、利用開始時期及び利用に要する期間の目途を含むものとする。ただし、透明性を確保する観点から進捗に従って順次、利用目的の内容をより詳細なものとして示すものとする。

②利用計画の変更

プルトニウム利用計画が国内外に対する透明性の向上のための手段として実効性を有するためには、最新の状況をふまえた利用計画とすることが必要である。そのため、電気事業者のプルサーマル計画の進捗状況、日本原燃の再処理工場等の稼働状況等により利用計画への影響が懸念される場合には、電気事業者及び日本原燃は、取るべき措置についての検討を行い、必要があれば利用計画の見直しを行うこととする。

3. 海外で保管されるプルトニウム及び研究開発に利用されるプルトニウムについて

海外で保管されているプルトニウムは、プルサーマルに使用されるものについては、海外でMOX燃料に加工された上で我が国に持ち込まれることとなる。そのため、その利用について平和利用の面から懸念が示されることはないと考えられるが、透明性の一層の向上の観点から、燃料加工される段階において国内のプルトニウムに準じた措置を行うものとする。

核燃料サイクル開発機構東海再処理施設において分離、回収されるプルトニウムについては、核燃料サイクル開発機構など国の研究機関において保管され、また研究開発等に利用されているが、これら研究開発に利用されるプルトニウムについても、研究開発が有する情勢の変化によって機動的に対応することが求められるという性格に配慮しつつ、利用の透明性向上が図られるよう、核燃料サイクル開発機構など国の研究機関は、商業用のプルトニウムに準じた措置を行うものとする。

六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムの利用計画について

2010年3月15日

電気事業連合会

日本原燃の六ヶ所再処理工場は、平成18年3月から使用済燃料を使用したアクティブ試験を実施しております。同試験の実施に伴い、再処理の製品であるプルトニウムが回収されており、その利用の透明性を確保する観点から、各電気事業者の平成22年度の計画をとりまとめましたので、別紙のとおりお知らせします。

原子力委員会が平成15年8月5日に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」においては、六ヶ所再処理工場で回収されるプルトニウムについて、電気事業者は、「プルトニウム利用計画」を公表することとなっております。また、平成17年10月11日に原子力委員会決定、同年10月14日に閣議決定された「原子力政策大綱」においても、「事業者等がプルトニウム利用計画をこれに沿って適切に公表することを期待する」とされております。

私ども電気事業者は、引き続きプルサーマルをできるだけ早く導入することとし、遅くともMOX燃料加工工場が操業開始する平成27年度(2015年度)までに、全国の16~18基の原子炉でプルサーマルの導入を目指してまいります。

プルサーマル実施の当初は海外で所有しているプルトニウム(別紙の参考参照)を原料として海外で加工したMOX燃料を利用することとしておりますが、国内MOX燃料加工工場竣工後は、同工場で製造したMOX燃料も順次利用していくこととなります。

以上

六ヶ所再処理工場回収プルトニウム利用計画 (平成 22 年度)

所有者	再処理量*1			所有量*2		利用目的 (軽水炉燃料として利用) *3		
	22年度再処 理予定使用 済燃料重量 (トンU)*4	21年度未保有 予想プルトニ ウム量 (トPuD)*5	22年度回収 予想プルト ニウム量 (トPuD)*5	22年度未保有 予想プルトニ ウム量*6 (トPuD)*5	利用場所	年間利用目安量*7 (トPuD/年)*5	利用開始時期*8 及び利用に要する期間の用途*9	
北海道電力	14	0.1	0.0	0.1	泊発電所 3号機	0.2	平成 27 年度以降約 0.4 年相当	
東北電力	-	0.1	0.0	0.1	女川原子力発電所 3号機	0.2	平成 27 年度以降約 0.5 年相当	
東京電力	13	0.7	0.1	0.9	立地地域の皆さまからの信頼回復に努めること を基本に、福島第一原子力発電所 3号機を含む東 京電力の原子力発電所の 3~4 基	0.9~1.6	平成 27 年度以降約 0.6~1.0 年相当	
中部電力	-	0.2	0.0	0.2	浜岡原子力発電所 4号機	0.4	平成 27 年度以降約 0.5 年相当	
北陸電力	-	0.0	0.0	0.0	志賀原子力発電所	0.1	平成 27 年度以降約 0.1 年相当	
関西電力	-	0.6	0.1	0.7	高浜発電所 3, 4号機、大飯発電所 1~2 基	1.1~1.4	平成 27 年度以降約 0.5~0.6 年相当	
中国電力	17	0.1	0.0	0.1	島根原子力発電所 2号機	0.2	平成 27 年度以降約 0.5 年相当	
四国電力	18	0.1	0.0	0.2	伊方発電所 3号機	0.4	平成 27 年度以降約 0.4 年相当	
九州電力	-	0.3	0.1	0.4	玄海原子力発電所 3号機	0.4	平成 27 年度以降約 0.9 年相当	
日本原子力発電	18	0.1	0.0	0.2	敦賀発電所 2号機、東海第二発電所	0.5	平成 27 年度以降約 0.3 年相当	
小計	80	2.3	0.5	2.8		4.4~5.4		
電源開発		他電力より必要量を譲受*10			大間原子力発電所	1.1		
合計	80	2.3	0.5	2.8		5.5~6.5		

今後、プルトニウム計画の進展、MOX 燃料加工工場が操業を始める段階など進捗に従って順次より詳細なものとしていく。

- *1 「再処理量」は日本原燃の策定した再処理計画による。
- *2 「所有量」には平成21年度末までの保有予想プルトニウム量(各電気事業者に未引渡しのプルトニウムを含む)、平成22年度の六ヶ所再処理により回収される予想プルトニウム量およびその合計値である平成22年度末までの保有予想プルトニウム量を記載している。なお、回収されたプルトニウムは、各電気事業者が六ヶ所再処理工場に搬入した使用済燃料に含まれる核分裂性プルトニウムの量に充て、各電気事業者に割り当てられることとなっている。このため、各年度において自社分の使用済燃料の再処理を行わない各電気事業者にもプルトニウムが割り当てられるが、最終的には各電気事業者が再処理を委託した使用済燃料中に含まれる核分裂性プルトニウムに対応した量のプルトニウムが割り当てられることになる。
- *3 軽水炉燃料として利用の他、研究開発用に日本原子力研究開発機構にプルトニウムを譲渡する。各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。
- *4 小数点第1位を四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。
- *5 プルトニウム量はプルトニウム中に含まれる核分裂性プルトニウム(Puf)量を記載。(所有量は小数点第2位を四捨五入の関係で表記上0.0となる場合や合計が合わない場合がある)
- *6 「22年度末保有予想プルトニウム量」は、「21年度末保有予想プルトニウム量」に「22年度回収予想プルトニウム量」を加えたものであるが、小数点第2位を四捨五入の関係で、足し算が合わない場合がある。
- *7 「年間利用目安量」は、各電気事業者の計画しているプルトニウムにおいて、利用場所に装荷するMOX燃料に含まれるプルトニウムの1年当りに換算した量を記載しており、これには海外で回収されたプルトニウムの利用量が含まれることもある。
- *8 「利用開始時期」は、再処理工場に隣接して建設される予定の六ヶ所MOX燃料加工工場の操業開始時期である平成27年度以降としている。それまでの間はプルトニウムは六ヶ所再処理工場でウラン・プルトニウム混合酸化物の形態で保管管理される。
- *9 「利用に要する期間の用途」は、「22年度末保有予想プルトニウム量」を「年間利用目安量」で除した年数を示した。(電源開発や日本原子力研究開発機構への譲渡が見込まれること、「年間利用目安量」には海外回収プルトニウム利用分が含まれる場合もあること等により、必ずしも実際の利用期間とは一致しない)
- *10 各電気事業者の具体的な譲渡量は、今後決定した後に公表する。

(参考)

プルトニウム所有量(平成21年12月末時点)

所有者	国内所有量				海外所有量				合計(トン) A+B+C+D+E
	JAEA(トン) A*1	日本原燃(トン) B	発電所(トン) C	小計(トン) A+B+C	仏国回収分(トン) D	英国回収分(トン) E	小計(トン) D+E		
北海道電力	-	0.1	-	0.1	0.1	-	0.1	0.1	0.1
東北電力	0.0	0.1	-	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.4
東京電力	0.1	0.6	0.3	1.1	2.6 *2	4.7	7.2	7.2	8.3
中部電力	0.1	0.2	0.1	0.4	1.6 *2	0.6	2.2	2.2	2.6
北陸電力	-	0.0	-	0.0	0.1	-	0.1	0.1	0.1
関西電力	0.2	0.5	-	0.7	6.6 *2	1.8	8.4	8.4	9.1
中国電力	0.0	0.1	-	0.1	0.4	0.3	0.7	0.7	0.8
四国電力	0.1	0.1	0.6	0.7	0.0	0.6	0.7	0.7	1.4
九州電力	0.1	0.3	-	0.3	0.6 *2	0.8	1.4	1.4	1.7
日本原子力発電 (電源開発)*4	0.1	0.1	-	0.2	0.5	2.6	3.1	3.1	3.4
合計	0.7	2.0 *3	1.0	3.7	12.6	11.5	24.1	24.1	27.8

※端数処理(小数点第2位四捨五入)の関係で、合計が合わない箇所がある。

*1 日本原子力研究開発機構(JAEA)にて既に研究開発の用に供したものは除く。

*2 MOX燃料に加工されたもの、加工中のもの、または加工準備中のものを含む。

*3 各電気事業者に引渡し済の核分裂性プルトニウム量を記載している。

*4 仏国回収分の核分裂性プルトニウムの一部が電気事業者より電源開発に譲渡される予定。(東北電力約0.1トン、東京電力約0.7トン、中部電力約0.1トン、北陸電力約0.1トン、中国電力約0.2トン、四国電力約0.0トン、九州電力約0.1トンの合計約1.3トン)

電気事業者等により公表されたプルトニウム利用計画における
利用目的の妥当性について

平成22年3月23日
原子力委員会

電気事業者10社は、当委員会が平成15年8月に決定した「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」を尊重して平成17年度分からプルトニウム利用計画を公表してきており、平成22年3月15日に平成22年度のプルトニウム利用計画を公表しました。

今般公表したプルトニウム利用計画において電気事業者は、平成22年度には六ヶ所再処理工場において約0.5トンのプルトニウムを分離すること、分離したプルトニウムは、原則として、平成27年度以降にウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX (Mixed Oxide) 燃料)に加工して各社の所有する原子力発電所でプルサーマルに利用すること、この結果、平成22年度末に予想される各社のプルトニウムの所有量は、それぞれが計画しているプルサーマルに要するMOX燃料の約0.1～1.0年分に相当する量になるとしています。

六ヶ所再処理工場において分離・回収したプルトニウムは、MOX燃料に加工されるまでの間、日本原燃が同工場において保管管理するとしています。電気事業者は、この所有量の一部を高速増殖炉の研究開発を目的とする独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)や、大間原子力発電所においてプルサーマルを計画している電源開発株式会社へ譲渡することとしています。また、電気事業者が、原子力機構東海再処理施設にて所有しているプルトニウムについては、「常陽」と「もんじゅ」に利用するため、原子力機構に譲渡する予定としています。

各電気事業者は、このプルトニウムの利用に先立って、発電所で発生した使用済燃料を海外の事業者へ委託再処理し、そこで分離したプルトニウムを用いてプルサーマルを実施することを計画しています。同計画では、平成27年度(2015年度)までに全国の16～18基の原子炉でプルサーマルの導入を目指していくこととしています。これらのうち、昨年11月には玄海原子力発電所3号機、今年3月には伊方発電所3号機でプルサーマルによる発電が開始され、来年度も複数の発電所でプルサーマルによる発電が開始されることが予定されています。また、各電気事業者は、海外で所有しているプルトニウム量も公表しており、この一部を海外でMOX燃料に加工する際には、利用場所、加工体数等を別表に示すとおり公表しています。

一方、原子力機構は、今般公表した研究開発用プルトニウムの利用計画において、東海再処理施設では、平成20年度より実施している耐震性向上対策を平成22年度中に終え、同年度からプルトニウムの分離を再開する計画としています。その結果、平成22年度末に予想されるプルトニウムの所有量は、「もんじゅ」用のMOX燃料として約7年分相当、及び「常陽」用のMOX燃料として約2年分相当としており、東海研究開発センターにおいて順次燃料に加工して「もんじゅ」と「常陽」において平成23年度以降に利用するとしています。

なお、平成21年度末までに東海再処理施設において分離・回収され、保管されているプルトニウムには所有者が電気事業者のものが含まれていますが、これらについては今後原子力機構に譲渡され「常陽」と「もんじゅ」に利用される予定としています。また、将来において六ヶ所再処理工場で分離・回収したプルトニウムを、研究開発の目的で電気事業者から譲渡を受ける予定としています。

原子力機構の説明によれば、「常陽」については平成19年11月に確認された燃料交換機能の一部阻害に係る対応を検討中であり、この検討結果を踏まえ、復旧のための対策、工程及びプルトニウムの利用開始時期を判断することとしています。「もんじゅ」については、プラント確認試験等の運転再開に向けた準備活動の最終段階にあります。

当委員会は、電気事業者及び原子力機構が今般公表したプルトニウムの利用目的の内容は、その達成に向けた取組に関する説明等も踏まえれば、我が国におけるプルトニウム利用の透明性向上の趣旨に照らして、現時点において妥当であると考えます。電気事業者及び原子力機構においては、取組の進捗に応じて、所有量や利用目的の内容をより詳細に示していくことを期待します。

なお、MOX燃料を取り扱う各事業者にあつては、我が国のプルトニウム利用に対する国際社会からの関心が高いことを念頭に、核不拡散の担保としての保障措置活動が確実に実施されることを確保するとともに、核セキュリティに係る防護措置を確実に実施するべきです。この場合、各事業者は、核セキュリティに関する情報の厳格な管理の必要性を組織の隅々にまで認識させるとともに、原子力に関する活動は公開を基本とするものの、核セキュリティに関する情報は公開が制限されることについて、国民の理解を得る努力を続けるべきです。

以上

別表. 海外のMOX燃料加工にかかる各事業者の公表状況
(平成15年8月以降)

事業者	利用場所	MOX燃料製造に係る公表内容
中部電力	浜岡原子力発電所 4号機	平成18年3月 燃料加工契約締結 平成20年3月 輸入燃料体検査申請; 48体製造(製造場所 仏国メロックス工場) 平成20年9月 輸入燃料体検査申請書の記載事項の変更; 体数変更 48体→28体
関西電力	高浜発電所 3, 4号機	平成20年3月 燃料加工契約締結 平成20年11月 輸入燃料体検査申請(第1回); 16体製造(製造場所 仏国メロックス工場) 平成20年11月 燃料加工契約締結 平成21年9月 輸入燃料体検査申請書の記載事項の変更; 体数変更 16体→12体 平成22年1月 輸入燃料体検査申請(第2回); 36体製造(製造場所 仏国メロックス工場)
中国電力	島根原子力発電所 2号機	平成21年9月 燃料加工契約締結
四国電力	伊方発電所 3号機	平成18年11月 燃料加工契約締結 平成19年9月 輸入燃料体検査申請; 21体製造(製造場所 仏国メロックス工場)
九州電力	玄海原子力発電所 3号機	平成18年9月 燃料加工契約締結 平成19年9月 輸入燃料体検査申請(第1回); 16体製造(製造場所 仏国メロックス工場) 平成20年9月 輸入燃料体検査申請(第2回); 20体製造(製造場所 仏国メロックス工場)
電源開発	大間原子力発電所	平成21年4月 燃料加工契約締結 平成21年11月 プルトニウム譲渡契約締結; 東北、東京、中部、北陸、中国、四国、九州電力から電源開発へ譲渡(譲渡予定量、約1.3tPuf)

参考 プルトニウム利用の透明性の向上について

我が国は、原子力基本法に基づき原子力の研究、開発及び利用を厳に平和の目的に限って推進することとし、核兵器不拡散条約に加入し、国際原子力機関（IAEA）と保障措置協定及びその追加議定書を締結し、国内の関連活動に対してIAEAの保障措置を受け入れています。同時に、国自らも国内の原子力活動が平和の目的に限って行われていることを確認する国内保障措置制度を整備し、運用しています。

具体的には、国は原子力事業者に対して、国が認可した計量管理規定に基づき核燃料物質在庫変動報告、物質収支報告等を国に提出することを求め、あわせて、カメラによる監視、封印の取り付け等を行うとともに、定期査察に加え、無通告査察等を行うことにより、在庫変動等の確認、封印の確認等を行っています。特に、六ヶ所再処理工場には、国の査察官等が常駐し査察を行うことにしています。また、この計量管理に関する情報や査察結果等は、IAEAに対して報告されるとともに、IAEAも独自に査察を実施しています。

このシステムを整備し、厳格に運用することにより、国内に持ち込まれた、あるいは国内において再処理により分離・回収されたプルトニウムが平和の目的以外に転用されないことを確認できることは、国際的な共通認識となっております。六ヶ所再処理工場におけるシステムも、この考え方に基づいて整備され、平和利用の担保をする観点から妥当なものであると国際的に認められています。

国際社会においては、プルトニウム等を取り扱う施設の核セキュリティ対策の強化も求められています。こうした動きを踏まえて、我が国においても、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正し、国が策定した設計基礎脅威に対応した防護措置、核物質防護規定の遵守状況についての国の検査、核物質防護に関する秘密の保持など、適切な核物質防護規制の実施に向けた種々の対応がなされています。

我が国におけるプルトニウムの平和利用については、このようなIAEA保障措置システムの下に置かれていることも含めて、厳格にそれが担保されてきています。しかしながら、1990年代に入り、各国におけるプルスーマル等による民生プルトニウム利用活動の活発化に伴い、プルトニウムの国際間移動量が多くなったことを踏まえ、プルトニウムの有する性格上その利用に関する透明性の向上を図ることが望ましいとの判断から、我が国は、民生プルトニウム利用の透明性向上の在り方についての検討を関係9ヶ国（米、

露、英、仏、中、日、独、ベルギー及びスイス) と開始しました。その結果、平成9年(1997年)12月に、各国が自国の民生プルトニウムの管理状況を公表することなどを含む「国際プルトニウム指針」が採択され、以来、各国はこの指針に則って毎年、民生プルトニウムの保有量をIAEAに報告しており、これらは公表されています。

平成9年より我が国電気事業者は、軽水炉においてプルトニウム利用を実施するべく、欧州の再処理事業者に委託して使用済燃料を再処理して、回収・保管しているプルトニウムを現地においてMOX燃料に加工し始めました。これに加えて、我が国初の商業用再処理工場である六ヶ所再処理工場が稼働を開始すると、毎年相当量のプルトニウムが国内で民間事業者により分離・回収され、利用されることとなります。そこで、原子力委員会は、民間事業者が国内においてプルトニウムを分離・回収して利用する時代において、我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限られることについての国内外の理解と信頼の一層の向上を図るためには、利用目的のないプルトニウムを持たないという原則の下に、プルトニウム在庫に関する情報の管理と公開の充実を図ることが適切と判断し、平成15年8月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方について」(以下、「基本的考え方」という。)を決定しました。

この決定においては、国がプルトニウムの管理状況を公表することに加え、より一層透明性の向上を図るための我が国独自の措置として、毎年度事業者は、六ヶ所再処理工場においてプルトニウムを分離する前に、その所有者、所有量及び利用目的を記載した利用計画を公表することとし、海外で保管されているプルトニウムについては、燃料に加工される段階において国内のプルトニウムに準じた措置を採ることとしました。また、国の研究機関が研究開発に利用するプルトニウムについても、国の研究開発機関は商業用のプルトニウムに準じた措置を採ることとしました。

これまでの国内外の実績を踏まえれば、再処理施設で分離・回収されたプルトニウムの利用先や利用時期が確定するのは、相当期間の貯蔵の後になることもあります。国内においてプルトニウムという機微物質を民間事業者が分離するに当たって、未だ利用計画を詳細に確定するに至っていないとしても、その利用に関する透明性を高く保つことの重要性に鑑み、毎年、次年度に分離を予定するプルトニウムを含むプルトニウムの利用計画を公表することとしたのです。

この「基本的考え方」に基づき、電気事業者及び原子力機構は、プルトニウム利用計画を平成17年度分から公表しています。

北朝鮮の核実験について (声明)

平成25年2月14日

原子力委員会

1. 2013年2月12日、北朝鮮が3回目の地下核実験を実施した旨発表した。これは、国際平和と安全保障に対する明白な脅威であると同時に、核軍縮と核不拡散の取組を推進する国際社会に対する挑戦であり、本委員会は強く非難する。
2. 国際社会が国民の福祉の向上を目指して原子力の研究、開発及び利用を推進するためには、核軍縮の推進と国際的な核不拡散体制の維持・強化が必要不可欠である。この認識に基づき、本委員会は、これまで、国際連合、国際原子力機関等におけるそのための取組を支持するとともに、我が国が率先してその推進の一翼を担うことを求めてきている。
3. 今回、国際社会が強く自制を求めたにもかかわらず、北朝鮮が核実験を強行したことは、包括的核実験禁止条約の成立を目指す取組を含む核軍縮・核不拡散体制を強化する取組を進める諸国民に打撃を与え、核兵器の究極的廃絶を希求する我が国国民の強い願いを無視する行為であり、断じて許されない。本委員会は、北朝鮮に対して、核兵器開発計画を即時かつ全面的に放棄し、速やかに国際核不拡散体制に復帰することを強く求める。

日・インド原子力協力協定交渉開始について (見解)

平成22年6月29日

原子力委員会

我が国がインドと原子力協力を進めることは、各方面において両国の関係が強化・深化している今日、さらに、10億以上の人口を有するインドが増大するエネルギー需要を満たすために、地球温暖化対策に取り組む国際社会と協調して、クリーンエネルギーの一つである原子力発電の利用を積極的に進める取組みに、我が国が寄与できる可能性を開くなど、意義が少なくない。

しかしながら、原子力委員会は、原子力政策大綱において、我が国が原子力分野において外国と協力を行う際、特に、この協力が原子力資機材・技術の移転を伴う場合には、相手国の政治的安定性、国際的な核不拡散体制の枠組みに沿うこと、相手国における安全の確保及び核拡散防止並びに核セキュリティ確保のための体制の整備状況についても確認し、そうすることについて国内外の理解を得る必要があるとしている。この点で、インドとの間で原子力協力を進めるにあたっては、インドが核兵器不拡散条約(NPT)に加入せず、事実上の核保有国であることに伴う、国際核不拡散体制に対して与える影響に留意するべきと考える。

そこで、原子力委員会は、今般、政府がインドとの間で原子力協定の交渉を行う際には、まず、2008年に、NPTに加盟していない国に対する原子力関連品目の移転を禁じている原子力供給国グループ(NSG)がいわゆるインド例外化の決定(別紙参照)を行った際の前提条件である、核不拡散の「約束と行動」を同国が着実に実行していることを確認し、さらに、今後ともその取組みを維持・前進させ、国際核不拡散体制の維持・強化に責任ある行動をとることを確かにするべきであると考えます。

さらに、原子力委員会は、政府がこの交渉において、インドがこの「約束と行動」を着実に実行していくことを前提に、核不拡散、原子力安全、核セキュリティを厳格に確保しつつ、国際社会が原子力科学技術のもたらす利益を享受できるための取組に、両国が共同して取り組むことはもとより、核廃絶にむけた国民の強い願いを十分に踏まえ、核軍縮に向けても創造的で現実的な取組を両国が国際社会と連携協力して着実に推進する強い意志を共有していることを確認することを期待する。

以上

NSGにおけるインド例外化の決定について

国際核不拡散体制の主要構成要素の一つであるNSGは、2008年、インドが民生用原子力施設についてIAEAと保障措置協定を締結し、保障措置の下に置かれる施設に関する追加議定書の署名を約束し、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するこの技術の移転を控えること、核実験の一方的なモラトリアムを継続すること、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の締結に向けて他の国々と協力する用意があることを宣言し、国連総会において核廃絶に向けた核兵器禁止条約交渉へのコミットメントを表明してきていることなどを踏まえ、同国のこうした核不拡散の「約束と行動」を前提条件に、原子力関連品目の移転を可能とする例外化を決定して、同国を国際核不拡散体制に関与させ、責任ある行動をとり続けることを求めることにしました。以上の交渉等の結果を踏まえ、我が国としては、大局的観点から、ギリギリの判断として、このコンセンサスに加わりました。その際、我が国は、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSGとしては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明しました。

原子力供給国グループ (NSG) における「インドとの民生用原子力協力に関する声明」の採択について

平成 20 年 9 月 16 日
原子力委員会

過日開催された NSG 臨時総会において、核不拡散条約 (NPT) に未加入のインドに対する民生用原子力協力を容認する「インドとの民生用原子力協力に関する声明」(インド例外化) が全会一致で採択された。

我が国は、原子力基本法で、原子力の研究、開発及び利用を平和目的に限り、その成果を通じて人類社会の福祉の向上に寄与することを目的としている。これを踏まえて、原子力委員会は「原子力政策大綱」において、「我が国は、核兵器のない平和で安全な世界の実現のために、核軍縮外交を進めるとともに、国際的な核不拡散体制の一層の強化に取り組んでいく」とし、核軍縮に関しては、包括的核実験禁止条約 (CTBT) の早期発効に向けた積極的な働きかけの継続と、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT) の早期交渉開始に向けた努力を行い、核不拡散に関しては、世界各国に IAEA との包括的保障措置協定及びその追加議定書の締結を求めるとしている。

インドは、NPT を不平等条約として当初より参加せず、1960年代に輸入した原子炉技術をベースに独自に原子力研究開発を進め、現在17基、約4GWの原子力発電所を運転中であり、高速増殖炉を含む6基、約3GWの原子力発電所を建設中である。同国は核実験を1970年代及び1990年代に実施したが、その後は核実験に関する一方的モラトリアムを実施してきている。また、民生用原子力施設について IAEA と保障措置協定を締結し、保障措置の下に置かれる施設に関する追加議定書への署名と遵守を約束し、濃縮・再処理等の機微な技術を有していない国に対するそれら技術の移転を控え、FMCT の締結に向けて他の国々と協力する用意があると宣言し、国連総会において核廃絶に向けた核兵器禁止条約交渉へのコミットメントを表明している。これらの核軍縮・核廃絶と核不拡散へのコミットメントと行動を継続するインドの意思は、NSG 臨時総会決定に先立つ同国外相による声明において、改めて明らかにされた。

今回の NSG 臨時総会における決定は、これらのインドのコミットメント及び行動を前提として、人口が11億人で、一人あたりエネルギー消費量が我が国の1/8である同国が、国民の福祉の向上に向けたエネルギー供給の増大を地球温暖化対策に取り組む国際社会の動向と整合させつつ実現しようとしていること等を考慮してなされたものと認識する。

原子力委員会としては、我が国は今後とも各国と協働して核軍縮外交と国際的な核不拡散体制の強化を進めていくべきであり、その中で、インドがこの決定の趣旨を十分に尊重し、核軍縮・核廃絶及び核不拡散を希求する観点から責任ある行動をとることを引き続き強く求めていくべきと考える。

以上